

電子契約の電子署名・サインは  
**GMO** 電子印鑑 Agree

のご紹介

クラウド・ホスティング、セキュリティ事業をはじめ、幅広いサービスラインナップでお客様のビジネスを支えます。

## 実績

### クラウドホスティング事業

販売実績23年

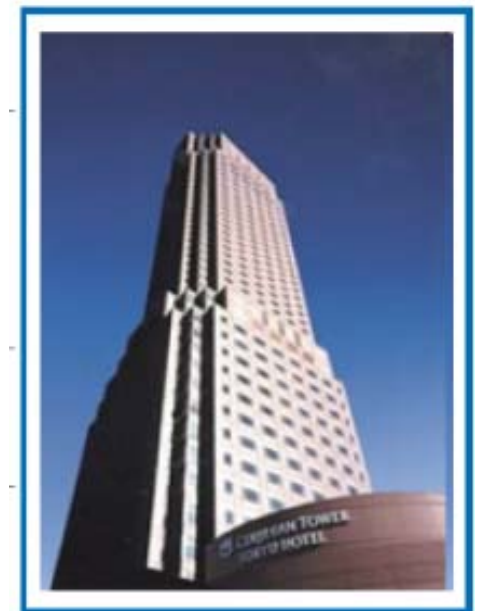
ITインフラ提供実績 国内最大級12万社以上

### セキュリティ事業

電子証明書 発行実績累計 2500万枚以上

SSLサーバ証明書発行実績 440万枚以上

(国内シェア1位、世界シェア3位)



## GMOクラウド株式会社

- |         |                           |        |  |
|---------|---------------------------|--------|--|
| ■ 代表者   | 代表取締役 青山 満                | ■ 資本金  | 9億1,690万円 (2019年12月現在)                             |
| ■ 本社所在地 | 東京都渋谷区桜丘町26-1 セルリアンタワー    | ■ 従業員数 | 社員932名 (2019年12月現在)                                |
| ■ 設立    | 1993年12月                  | ■ 事業内容 | クラウドホスティング及びセキュリティサービスを中核とした各種インターネットソリューションの開発・運用 |
| ■ 株式    | 東京証券取引所 第一部上場 (証券コード3788) |        |  |

# 電子契約とは

# 従来「紙+押印」で締結していた契約書に代わり 「電子文書+電子署名（電子サイン）」で締結する契約

	紙の契約	電子契約
形式	紙の書面	電子データ（PDF）
押印	印鑑 or サイン	電子署名または電子サイン
送付	送付・持参	インターネット
保管	書棚	サーバー
印紙	必要	不要
証拠力	あり	あり

## ◆電子契約の大きなメリット

- ① 締結コストを削減（印紙税、送料）
- ② 業務の効率化・働き方改革
- ③ コンプライアンス強化

電子契約のメリット（コスト削減）

印紙税

郵送費  
作業コスト  
印刷代  
封筒  
保管料

年間  
約**80%**の  
コスト削減！

プラン年間契約

印紙税や契約締結・保管コストを**すべて削減**できます。  
 月々の契約数が多いほど、**費用対効果**があります。

年間の場合…

従来（紙）      電子契約

**672万円 - 36万円**

**636万円削減！**

年間の場合…

従来（紙）      電子契約

**55.2万円 - 14.4万円**

**40.8万円削減！**

ご利用例		発生費用				
ケース	月々の契約状況	従来（紙）		電子契約 Agree スタンダード (契約印・法的に有効)		
印紙が必要な 契約が <b>多い</b> 場合	印紙税：30万円 契約数：200件	月間	560,000円		月間	<b>30,000円</b>
		内訳	印紙税	300,000円	内訳	基本料 10,000円
			作業コスト	200,000円		送信料※ 20,000円
			送料等	60,000円		※電子サイン送信料（100円/件）
印紙が必要な 契約が <b>少ない</b> 場合	印紙税：2万円 契約数：20件	月間	46,000円		月間	<b>12,000円</b>
		内訳	印紙税	20,000円	内訳	基本料 10,000円
			作業コスト	20,000円		送信料※ 2,000円
			送料等	6,000円		※電子サイン送信料（100円/件）

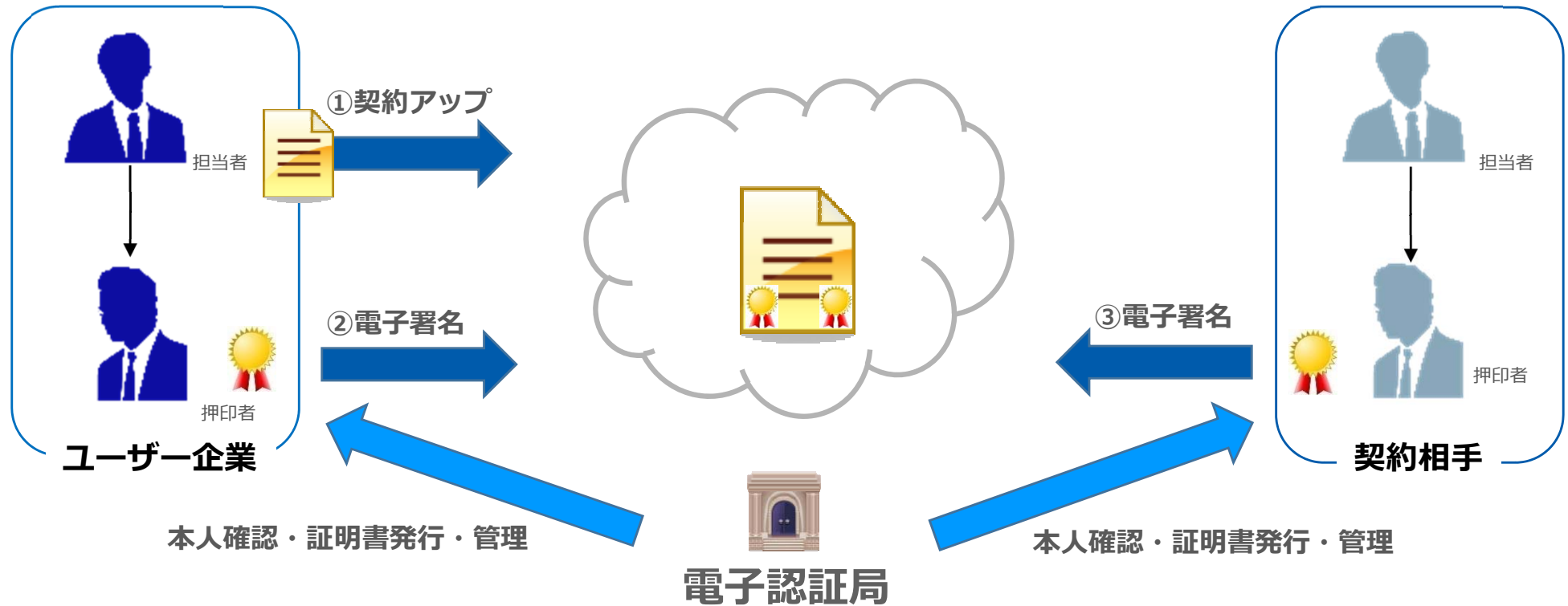
## 印刷・製本・送付・回収が不要。最短数分で契約締結



## 電子契約の導入により約80%の契約業務工数の削減が可能。 ビジネススピードを一気に加速

# 電子契約のタイプと証拠力

## 電子認証局により厳格に本人確認・発行された電子証明書により 電子署名（Digital Signature）を行う電子契約サービス



**長所：** 電子署名法第3条にもとづき強力な証拠力が認められる。  
印章管理などの厳格なガバナンス規定にも親和性。

**短所：** 契約相手にも電子証明書の取得が必要なため、負担と手間が掛かる。



## メール認証等により本人確認を行い、電子的に署名（Electronic Signature）を行う電子契約サービス



**長所：**メール認証による本人確認のみで署名が可能であり、契約相手の負担が少なく、ライトな文書に利用しやすい。

**短所：**電子署名タイプに比べて証拠力が弱い。  
メール認証で署名ができるため、企業ユーザーの場合は署名権限の管理が難しい。

	項目	電子署名タイプ	電子サインタイプ
導入面	電子証明書	必要	不要
	契約相手の負担	あり	なし
	費用	比較的高額	比較的低額
証拠力	完全性の担保 (改ざん防止)	◎ (タイムスタンプ)	◎ (タイムスタンプ)
	本人性の担保	<b>認証局による本人確認 (印鑑証明/企業DB+電話確認)</b>	<b>メール認証等</b>
	証拠力の強さ	◎ <b>(電子署名法第3条)</b>	○
導入効果	印紙代等のコスト削減	○	○
	契約締結の効率化	○	○

- ・ 法的効力やガバナンスを重視する場合は、電子署名タイプが最適
- ・ 導入しやすさや契約相手の負担の少なさを重視する場合は、電子サインタイプが最適

# 電子契約と税務対応

電子契約は、電子帳簿保存法第2条6号「電子取引」に該当し、その電磁的記録の保存については、同10条の要件に従う必要があります。

電子帳簿保存法第10条の要件 (Agreeでの対応状況)	
①措置	<p>認定タイムスタンプの押印 及び 記録保存者の情報を確認できるようにすること（規則8条1項1号） 又は 正当な理由のない訂正・削除の防止に関する事務処理規程の運用・備付（同2号）</p> <p>→日本データ通信協会が認定するタイムスタンプ（セイコーソリューションズ社提供）の押印 特定認証事業者（GMOグローバルサイン）発行の電子証明書による電子署名による情報確認</p>
②場所	<p>国税に関する法律が定める「保存場所」（規則8条1項） ※電磁的記録が「保存場所」外のサーバーにある場合であっても、ディスプレイに出力できれば「保存場所」に保存されているものと取り扱われます。</p> <p>→システムから電子契約をディスプレイに出力できます</p>
③期間	<p>国税に関する法律が定める「期間」（規則8条1項）</p> <p>→法人事業者の場合、7年間（欠損金の繰越控除をする場合は最長で10年間）</p>
④保存	<p>1) 見読性の確保（規則3条1項4号） 2) システム概要書類の備付（規則3条1項3号イ） 3) 検索機能（規則3条1項5号）</p> <p>1)ディスプレイ上・書面上で出力が可能 2)Agreeサービスサイト上に掲載 3)文書名、契約相手、期間、金額等により検索が可能</p>

# GMO電子印鑑Agreeのご紹介

## 電子証明書

国内シェアNo.1の  
電子認証局と連携

全世界で2500万枚の発行実績を誇る  
GlobalSignの発行システムと直接連携。  
電子認証局をグループ会社にもつ  
当社だからこそ実現できる  
安心な電子契約サービス。

## Adobe Approved Trust List

Adobe認定のルート証明書を採用

Adobeにより要求される厳格な技術要件を  
満たす信頼性の高いルート証明書を利用。  
Adobe Reader でも簡単に電子署名の  
有効性を検証することができます。

電子契約の電子署名・サインは

**GMO** 電子印鑑 Agree

## 電子署名・ 電子サインに対応

Agreeユーザーなら  
誰とでも締結可能

自社は電子署名で法適合性や  
署名権限を限定しつつ  
相手方は電子サインで  
簡単に契約を締結できます。

## 税務対応も安心

電子帳簿保存法に  
標準対応

税法上で要求される検索機能や  
認定タイムスタンプを標準提供。  
締結済みの電子契約を  
紙に印刷することなく  
そのまま保存することができます。

## 書面契約も一元管理

スキャンした紙の契約書も  
電子契約とあわせて一元管理

電子契約を導入しても  
いきなり100%の切替は難しいもの。  
Agreeであれば書面契約もスキャンして  
電子契約とともに管理することが可能です。



## ファイル暗号化

Agreeでは1つ1つの契約データごとに暗号化して保管しています。



## 通信の暗号化

通信を暗号化することで、盗み見や改ざんを防止しています。



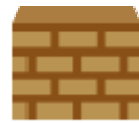
## Hardware Security Moduleによる署名鍵保管

お客様の署名鍵は、堅牢な環境で生成・保管し、不正利用を防止しています。



## セキュリティ診断

外部のセキュリティ専門業者によるセキュリティ診断を行っています。



## WAF (Web Application Firewall)

不正な攻撃からもシステムを保護しています。



## データバックアップ

Agreeでは全ての契約データを日次でバックアップを取っています。



## ISMS27001

2006年11月にISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の国際規格「ISO/IEC27001:2013」並びに「JIS Q 27001:2014」を取得しています。



## 操作ログ管理機能

契約データの閲覧やダウンロードなどのログを保存・追跡することが可能です（有償プランのみ、過去3か月分のログ保存）

# ケーススタディ



## 業務課題

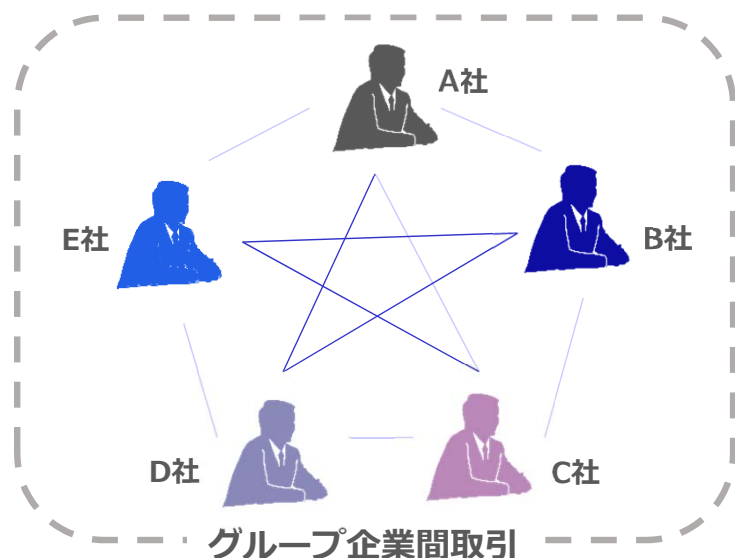
毎年締結するグループ間の業務委託契約や資金需要に応じた金銭消費貸借契約



グループ間の契約締結に**多額の印紙税**と**多くの業務工数**が掛かかってしまう

- ・グループ間の取引だけで印紙税が年間数百万円かかっている…
- ・グループ数社で契約する場合、各社に押印の依頼をするため、締結までに数週間を要する…
- ・内部取引のため、監査のたびに契約書をコピーして提出している…

## 導入効果



契約書締結までの時間を  
数週間から**3日**に短縮



グループ間取引の印紙税を  
**100%削減**

## 業務課題

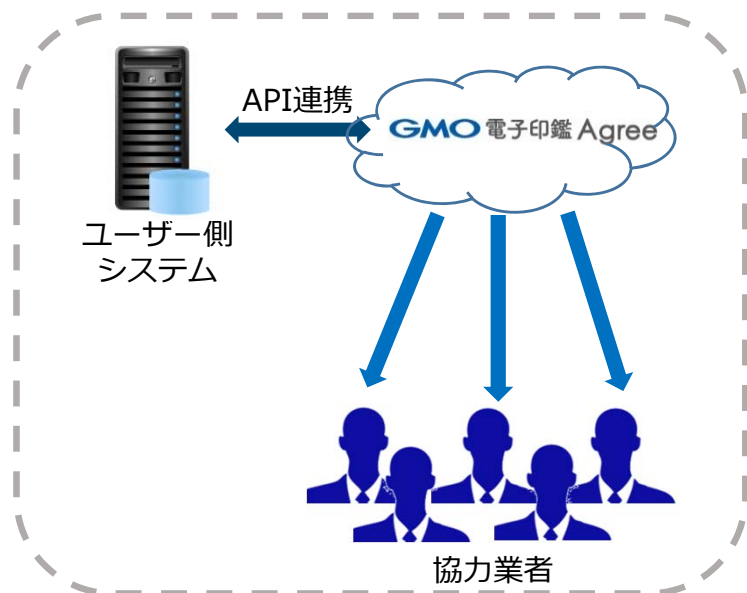
### 協力業者（業務委託先・代理店等）との契約・更新契約・覚書を締結



契約書の印刷・製本・印紙貼付・押印・送付・回収・ファイルに  
**1カ月半**の時間と工数が掛かる

- ・ 毎回数千部の契約書の押印で腱鞘炎に…
- ・ 契約書を送っても返送してくれない…
- ・ 契約書に記入漏れがある…
- ・ 必要な契約書を探すのに時間が掛かる…

## 導入効果



契約の締結・回収までの時間を  
**1カ月半から3日に短縮**



契約書の締結にかかっていた  
印紙税・送料を**100%削減**

## 業務課題

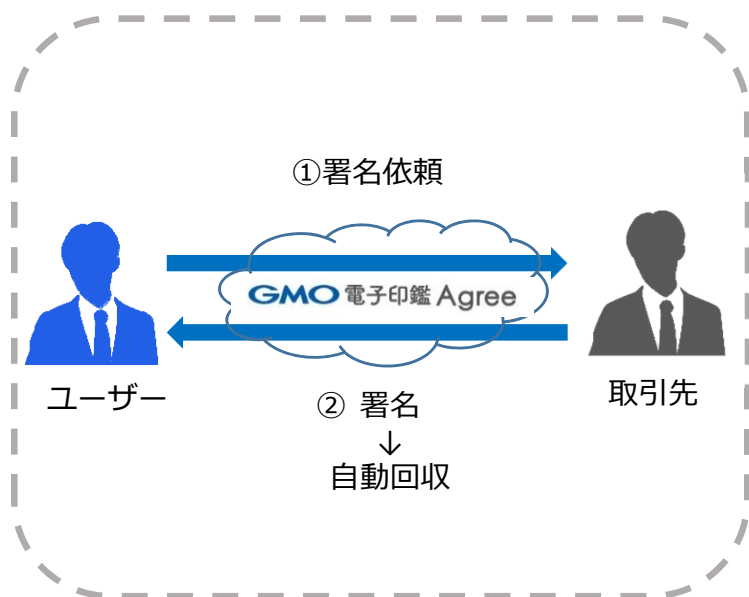
月間20,000件の取引に際して、発注書・発注請求書・検収書を取引先から取得



申込・検収の意思は確認しているにもかかわらず、書類の回収に  
**2週間**ほど掛かってしまう

- ・ 受発注書の督促、回収に営業スタッフの時間が割かれる…
- ・ 検収書を回収できないため、今月の売上げに計上できない…
- ・ 申込書、検収書を回収したか失念してしまった…
- ・ 書類の送付・回収を忘れ、税務署や監査から指摘を受けた…

## 導入効果



申込書・検収書の回収の時間を  
2週間から **1日**に短縮



申込書・検収書の送付・回収の  
送料を **100%**削減

## 業務課題

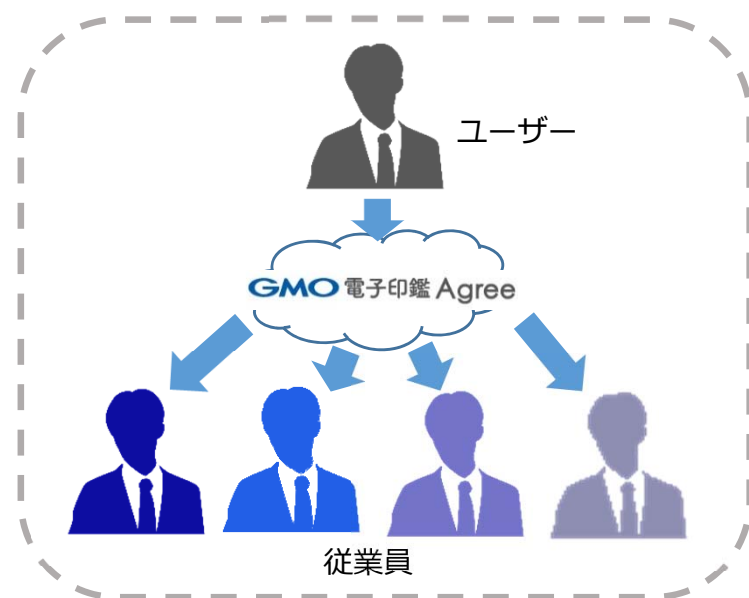
### 従業員・アルバイトとの雇用契約・同意書での利用



契約書の作成・印刷・押印・送付・回収・ファイルに多くの時間と工数が掛かる

- ・従業員からの回収が大変…
- ・未提出者のチェック・提出の督促が大変…
- ・契約書や同意書に記入漏れがある…
- ・文書の管理、保管が大変…

## 導入効果



契約の締結・回収までの時間を  
2週間から **1日**に短縮



システム上で未提出者を抽出  
提出の督促も簡単に。

# 電子契約を選ぶ際のポイント

## 基本項目

概要	選定の視点
証拠力・署名権限管理	電子署名（電子証明書による署名）を選択することができるか？
導入負担	電子サイン（メール認証による署名）を選択することができるか？
税対応 / 検証可能期間 （タイムスタンプ）	認定タイプスタンプが付与されるか？ 付与されるとして、標準対応か、オプション対応か？ （付与されていない場合、1年～2年で署名の有効性を検証できなくなります）
税対応 （検索機能）	電子帳簿保存法に基づいた検索機能を備えているか？ （備えていない場合は、印刷して書面で保存する必要があります）

## 任意項目

概要	選定の視点
紙の契約書の一元管理	紙で締結した契約書も同一システム内で管理できるか？
ガバナンス	閲覧範囲の制限が可能か？
セキュリティ	閲覧やダウンロードなどの操作ログを管理できるか？
電子証明書の設定	電子署名を利用する場合、電子証明書をPCにインストールなどの設定が必要か？

# 参考資料

印紙税法第2条は、課税対象となる「文書には、…印紙税を課する。」と規定しており、この「文書」に電子契約が該当するかが問題となりますが、内閣総理大臣による答弁、国税庁への照会への回答において、電子文書には印紙税が課税されないと明言されています。

※内閣参質162第9号 平成17年3月15日

「事務処理の機械化や電子商取引の進展等により、これまで専ら文書により作成されてきたものが電磁的記録により作成されるいわゆるペーパーレス化が進展しつつあるが、**文書課税である印紙税においては、電磁的記録により作成されたものについて課税されない**」

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/162/touh/t162009.htm>

※国税庁ウェブサイト 照会事項への回答

「注文請書の現物の交付がなされない以上、たとえ**注文請書を電磁的記録に変換した媒体**を電子メールで送信したとしても、ファクシミリ通信により送信したものと同様に、課税文書を作成したことにはならないから、**印紙税の課税原因は発生しない**」

[http://www.nta.go.jp/fukuoka/shiraberu/bunshokaito/inshi\\_sonota/081024/02.htm#a02](http://www.nta.go.jp/fukuoka/shiraberu/bunshokaito/inshi_sonota/081024/02.htm#a02)



作成者本人による電子署名がなされた電子文書については、電子署名法上、署名・押印のある文書と同様の証拠力が認められています。

※民事訴訟法228条1項「文書は、その成立が真正であることを証明しなければならない。」

●書証の場合（民事訴訟法228条4項）

「私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。」

●電子文書の場合（電子署名法3条）

「電磁的記録であって情報を表すために作成されたものは、当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名が行われているときは、真正に成立したものと推定する。」

「本人による電子署名」といえるためには？

→ **特定認証業務（法2条3項）又は認定認証業務（法4条）を行う認証局が発行した電子証明書による電子署名であることが必要**



「特定認証業務」といえるためには？

→ **施行規則2条・指針3条の要件を満たす必要**  
・RSA方式（SHA-1）1024ビット以上 など



**Agreeで採用するGMOグローバルサインの電子証明書は、RSA方式（SHA-2）2048ビットの署名方式を採用していますので上記の要件を満たし、電子署名法上の推定効が認められます。**

電子契約の電子署名・サインは

**GMO** 電子印鑑 Agree

ご不明な点があれば、お気軽にお問い合わせください。

### GMO電子印鑑 Agree 運営事務局

TEL	03-6415-7444 (受付時間 平日 10:00~18:00)
MAIL	support-agree@gmocloud.com
WEB	<a href="https://www.gmo-agree.com/">https://www.gmo-agree.com/</a>